

防地環第7421号
令和5年3月31日

北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長 殿
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長

地方協力局環境政策課長
(公印省略)

障害立木伐採補償について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

自衛隊飛行場周辺における制限表面においては、航空機の航行の安全を図るため、航空法第49条の規定（自衛隊法第107条にて準用）に基づき、障害立木の伐採を実施しており、同法では「制限表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。」とされている。

しかしながら、枝等の剪定のみでは立木の成長に伴い、再度、航空機の運航の安全に支障をきたす恐れがあることから、所有者と十分に調整の上、根元伐採もできるものとする。

なお、根元伐採を実施する場合は、一度補償した立木について、今後一切の補償はできず、再度、支障となった場合は所有者の責任において伐採することを十分に理解して頂き、別添同意書を取り付けたうえ実施されたい。

また、伐採補償にあたっては、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱などを準用して補償額を算定するものとする。

ただし、同基準により処理することが適当でないと認められる場合には、あらかじめ地方協力局環境政策課長と調整の上、実施されたい。

別 添

令和 年 月 日

同 意 書

〇〇防衛局長 殿

住 所
氏 名

下記土地に存在する立木の伐採、除去については、その伐採、除去により生じる損失
に対し、適正な補償が行われることを条件として同意する。
なお、根元伐採により補償した立木については、今後、一切補償を請求しないとともに、
航空法第49条を遵守することに同意する。

記

所在地	地 番	地 目	地籍 (㎡)	備 考